

一般財団法人日本防災士協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本防災士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「自助」、「共助」、「協働」の理念のもとに地域社会の防災力向上と災害支援の活動を担う専門人材である「防災士」の養成、確保を行うとともに、公的機関との連携による防災士の活動促進を図り、もって我が国の防災と危機管理に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動法人日本防災士機構との連携のもとに、次の事業を行う。

- (1) 防災士が順守すべき規範及び運動目標の制定
- (2) 防災士の認証及び資格称号の付与並びに防災士登録台帳の整備
- (3) 防災士になるための研修制度の企画及び研修に必要な教材の作成、研修機関の養成、研修講師の養成
- (4) 防災士の資質向上を図るための研修制度の企画及び実施
- (5) 防災士に対する表彰及び規律保持
- (6) 防災士の活用を図るための公的機関との連携
- (7) 防災士により設立された団体の活動に対する支援
- (8) 防災・危機管理・災害救援ボランティア・医療等を目的とする団体や個人との連携
- (9) 防災と危機管理に関する情報発信、防災士制度の普及啓発活動
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠の財産として理事会で定めたものを基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、定時評議員会に報告するものとし、第3号から第5号までの書類については、定時評議員会に提出し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員であるもの

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各事業年度の総額が150万円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準による。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の通知)

第17条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が署名し、または記名押印する。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。また、理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、評議員会が別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。

(4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づき、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面又は役員の承諾を得て電磁的方法により、開催の5日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第33条第3項第3号又は第5号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する理事が議長の職務を代行する。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、その事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については適用しない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第8章 名誉会長、会長、顧問及び参与

(名誉会長)

第41条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において、防災士制度の基盤形成に寄与し、その発展に顕著な功績のあった者を選任し、理事長が2年以内の委嘱期間を定めて委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の運営に関する事項について意見を述べることができる。

(会長)

第42条 この法人に、会長を置くことができる。

2 会長は、理事会において、学識経験者の中から2年以内の任期を定めたうえで選任する。

3 会長は、理事会に出席し、この法人の運営の基本に関する事項について意見を述べることができる。

4 会長の報酬等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める支給の基準に従って支給することができる。

(顧問及び参与)

第43条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人の運営に関する事項について理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べる。

3 参与は、理事長に対し相談に応じ、助言する。

4 顧問及び参与は、理事長が委嘱する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 経営委員会、事務局その他

(経営委員会の設置)

第49条 この法人に、経営委員会を置く。

2 経営委員会は、会長、理事長、専務理事、常務理事及び経営委員となる理事で構成する。

3 前項の経営委員となる理事は、5人以内とし、理事会において選任する。

4 経営委員会は、この法人の経営に関する方針を審議し、理事長が作成する事業計画書及び収支予算書について助言するとともに、各年度の事業の進捗状況を監督する。

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務総長その他所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 補則

(委任)

第51条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2027年3月31日までとする。